

独立委員会の概要および委員候補者

1. 独立委員会の概要

(1) 設置

独立委員会は、当社取締役会により設置・廃止される。

(2) 構成

- ① 独立委員会の委員は、3名以上とする。
- ② 独立委員会の委員は、当社の社外取締役全員、ならびに、当社の社外取締役によって意向表明書を受領後原則として10営業日（初日不算入）以内に推薦され取締役会により選任される専門家委員1名以上（原則として弁護士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名）によって構成される。ただし、専門家委員選任前であっても、独立委員会としての活動は開始されるものとし、また、社外取締役全員一致の意見に基づく当社取締役会の決議により、社外取締役でない委員の数・構成を変更することができる。
- ③ 当社の社外取締役でない委員の選任にあたっては、独立委員会委員の役割に鑑み、企業経営、会社法または取引所金融商品取引市場に関する知見、当社の理念に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。
- ④ 当社の社外取締役でない委員の場合は、当社に対する善管注意義務を含む委任契約を当社との間で締結するものとする。

(3) 議長

独立委員会の議長は、当社の社外取締役の中から互選により選任する。

(4) 任期

- ① 独立委員会の委員の任期は、当社取締役会により独立委員会が設置されてから、当社取締役会により独立委員会が廃止されるまでの期間とする。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項に定める期間中に当社社外取締役の全部または一部が任期満了に伴い退任したときは、当社の社外取締役でない委員の任期は同時に満了するものとする。この場合、改選後の当社社外取締役は改めて遅滞無く社外取締役でない委員を推薦し、当社取締役会に選任を求めるものとする。ただし、再任を妨げない。

(5) ミッション

独立委員会は、当社取締役会が大量株式取得者から提出を受けた本必要情報の交付を

受け、原則として下記に規定する事項につき、当社取締役会の諮問に基づき評価・検討・審議を行い、その内容および結果を当社取締役会に対して提出するものとする。

- a) 大量株式取得者から受領した資料が本必要情報として十分なものであるかどうかについての意見
- b) 大量株式取得者に対して追加提出すべき資料の有無・項目および提出期限
- c) 大量株式取得者の提出資料が不足しているなどの理由から、「大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に該当するかどうか、ならびに、新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否についての意見
- d) 当該大量株式取得が当社株主全体の利益を損なうかどうかについての評価・検討、大量株式取得者に対して追加提出を求める情報の有無、項目および提出期限
- e) 行使条件差別型新株予約権の無償割当て、その中止、消却のための取得の是非等、新株予約権その他の対抗措置に関する事項
- f) その他本件方針または新株予約権その他の対抗措置に関連し当社取締役会が諮問する事項

(6) 評価等の内容の決定

- ① 独立委員会が取締役に提出する評価等の内容については、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。ただし、独立委員会の委員全員が書面または電磁的方法により特に急を要するとして同意した場合には、その定足数を過半数の委員の出席に引き下げることができる。
- ② 独立委員会は、前項に基づく評価等の提出に際しては、その評価等に至った理由も示すものとする。

(7) 事務局等

- ① 独立委員会の検討に際して必要な資料の提出等を行うため、当社内に事務局を設置する。
- ② 独立委員会は、当社の費用負担により、弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けることができる。

2. 独立委員会の委員候補者

独立委員会は臨時に設置されるものであり、また、一部の委員については設置に際して選任されることとしています。つきましては、ここで、本定時株主総会で社外取締役に選任された場合に独立委員会委員になる社外取締役候補者を紹介いたします。

なお、社外取締役全員が独立委員会委員となります。